

防地施第 3 3 9 1 号
令和元年 7 月 1 日
一部改正 防地施第 2 0 6 4 3 号
令和 2 年 1 2 月 2 8 日

沖縄防衛局長 殿

地方協力局長
(公印省略)

沖縄県における駐留軍用地等の位置境界明確化措置実施細則に
ついて (通知)

標記について、別紙のとおり定め、令和元年 7 月 1 日から適用することとしたので通知する。

なお、沖縄県における駐留軍用地等の位置境界明確化措置実施細則について (施本施第 2 9 3 号 (CFQ)。昭和 5 3 年 4 月 7 日) は、廃止する。

添付書類：別紙

沖縄県における駐留軍用地等の位置境界明確化措置実施細則

第1 総則

1 通則

沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（昭和52年法律第40号。以下「法」という。）第5条から第18条までの規定による駐留軍用地等に係る位置境界不明地域（以下「位置境界不明地域」という。）内の各筆の土地の位置境界の明確化に関する措置（以下「位置境界明確化措置」という。）については、法、沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法施行令（昭和52年政令第260号。以下「令」という。）及び沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法施行規則（昭和52年総理府令第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この細則に定めるところによる。

2 定義

この細則において用いる次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「図根測量」とは、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号。以下「準則」という。）第4章第2節第1款から第3款までの規定を準用して、位置境界不明地域に係る地籍図根測量を実施し、その測量の結果を示す図面（以下「図根点網図」という。）及び簿冊（以下「図根点成果簿」という。）を作成することをいう。
- (2) 「地図編さん基礎作業」とは、準則第16条から第18条までに規定する調査図素図、調査一覧図及び地籍調査票を作成し、これに基づいて、現地調査及び測量を行い、その結果を地図に作成するとともに、法第5条から第9条までの規定に基づき実施する措置をいう。
- (3) 「地図編さん作業」とは、法第10条の規定に基づき実施する措置をいう。
- (4) 「復元測量」とは、法第12条第2項から第4項までの規定に基づき実施する措置をいう。
- (5) 「地籍調査に準ずる調査」とは、法第14条の規定に基づき、調査及び測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成することをいう。

3 関係所有者等への説明

沖縄防衛局長は、位置境界明確化措置が円滑に実施できるよう位置境界不明地域内の各筆の土地所有者及び関係市町村長に対し、位置境界明確化措置の意義及び内容を説明し、その協力を得るものとする。

4 測量の方式等

位置境界明確化措置における測量の方式、測量の順序、測量の基礎とする点、位置及び方向角の表示の方法並びに地籍図の図郭については、準則第37条から第40条まで、及び第42条の規定を準用する。

5 計量単位

位置境界明確化措置における測量及び測定に係る計量単位については、計量法（平成4年法律第51号）第8条第1項に規定する法定計量単位（同法附則第3条及び第4条の規定により法定計量単位とみなされる計量単位を含む。）によるものとする。

6 誤差の限度

位置境界明確化措置における測量及び測定の誤差の限度については、国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）第15条の規定を準用する。

7 記録等の保管

沖縄防衛局長は、位置境界明確化措置において作成した測量記録その他位置境界明確化措置に係る記録を整理し、保管しなければならない。

8 管理及び検査

位置境界明確化措置における管理及び検査については、地籍調査事業工程管理及び検査規程（平成14年国土国第591号。国土交通省土地・水資源局長通知）を準用する。

第2 代表者及び協力委員の届出

1 代表者の届出書の様式

規則第3条の届出書の様式は、付紙様式第1とする。

2 協力委員の届出書の様式

規則第1条の届出書の様式は、付紙様式第2とする。

第3 図根測量

1 図根測量

図根測量については、準則第4章第2節第1款から第3款までの規定を準用するほか、第2項から第4項までに規定するところによる。

2 標石又は標識の設置

(1) 図根三角点及び図根多角点の標石又はこれに代る標識（以下「標

石等」という。)は、それぞれ所定の規格のものを使用し、観測前に設置するものとする。

- (2) 標石等は、測量を行うのに便利であり、保存が確実であり、かつ、将来の利用効率の高い位置に設置するものとする。

3 図根測量に用いる用紙

図根測量に用いる手簿、記簿、計算簿及び成果簿の用紙は、国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく地籍調査において通常用いる用紙を使用するものとする。ただし、電子計算機により計算するときに用いる計算簿は、この限りではない。

4 数値等の記載、訂正

手簿、記簿、計算簿及び成果簿の数値等は、黒色又は青色のインキを用いて記載し、数値等を訂正する場合は、訂正前の数値等が判読できるよう抹消し、正しい数値等を記載しなければならない。

第4 地図編さん基礎作業

1 基礎調査

調査図素図、調査図一覧図及び地籍調査票の作成については、準則第16条から第18条までの規定を準用する。

2 調査図素図の表示等

- (1) 調査図素図に表示する土地の所有者の氏名又は名称、地番及び地目は、一筆地の図形のおおむね中央に横書きで鮮明に表示するものとする。ただし、図形が小さく表示が困難なときは、ア、イ、ウ等の記号を付し、余白に表示するものとする。
- (2) 調査図素図を作成したときは、地籍調査票と照合するものとする。

3 現地調査

- (1) 調査図素図、調査図一覧図及び地籍調査票を作成したときは、準則第23条第1項及び第2項の規定を準用して現地調査を実施するほか、関係権利者（所有権以外の権利を有する者をいう。以下同じ。）に関する調査、道路、河川その他土地の位置境界を明らかにするため参考となる物（以下「物証」という。）の調査並びに市町村の境界及び市町村の区域内の町又は字の区域（以下「字等の区域」という。）の調査を行うものとする。
- (2) 前号の調査に当たっては、位置境界不明地域の範囲及び位置境界が確認される土地の確認に努めなければならない。
- (3) 前号の調査の結果、位置境界が確認された土地があるときは、必要な位置に、境界杭を設置し、調査図素図にその位置を表示するも

のとする。

- (4) 登記されている土地で、地番が明らかでないもの又は地番に誤りがあるものを発見した場合の処理については、準則第31条の規定を、新たに土地の表題の登記をすべき土地を発見した場合の処理については、準則第34条の規定を、地番の変更を必要とし又は適当とする土地を発見した場合の処理については、準則第36条の規定をそれぞれ準用する。

4 物証の調査

- (1) 物証の調査は、現地踏査により、見落としがないよう行わなければならない。
- (2) 物証が発見されたときは、関係人から事情を聴取するとともにその物の所有者を確認するものとする。
- (3) 所有者が確認された物証については、その位置、形上及び種別を調査図素図に表示するとともに、物証調査簿（付紙様式第3）を作成するものとする。

5 調査図の作成

- (1) 第3項及び第4項の調査を行ったときは、準則第23条第3項の規定を準用して、調査図素図に必要な記録をして、調査図を作成するものとする。
- (2) 調査図を作成したときは、これを陽画焼付し、第3項第2号の規定により確認された位置境界不明地域と位置境界が確認された土地を色分けし表示するものとする。この場合、調査区域に接し、沖縄県又は市町村等による国土調査法第2条第1項第3号の地籍調査又はこれに準ずる調査に係る地域（以下「他機関等実施地域」という。）がある場合は、その地域も色分けし表示するものとする。
- (3) 前号の色分けは、位置境界不明地域については黄色、位置境界が確認された土地については緑色及び他機関等実施地域については橙色とする。

6 地籍調査票の整理

- (1) 前項の調査図を作成したときは、地籍調査票と照合し、地籍調査票の表示が調査図の表示と相違しているときは、地籍調査票の表示事項を訂正し又は修正の上整理するものとする。
- (2) 地籍調査票の備考欄には、位置境界が確認された土地については「実測」と記載するものとする。

7 筆界点、物証及び調査区域界の測量

- (1) 第3項の規定により確認された位置境界不明地域及び位置境界が確認された土地並びに第4項の規定により確認された物証については、図根点を基礎に第1第4項により準用する地上測量による方式（以下「地上法」という。）により測量を行い、平板原図を作成するものとする。
- (2) 平板原図用紙は、アルミケント紙（40cm×50cm）を用いるものとする。
- (3) 平板原図の縮尺は、沖縄防衛局長が別に定めるところによる。
- (4) 地上法による測量を行ったときは、測量記録、計算簿及び成果簿を整理しておかなければならない。

8 総合原図の作成

前項の平板原図を作成したときは、当該平板原図を基に、次の各号に規定するところにより図面（以下「総合原図」という。）を作成するものとする。

- (1) 総合原図に市町村の境界、字等の区域及び当該字等の区域を二以上の区域に区分したときはその区分した区域（以下「字等の区分区域」という。）を表示するものとする。
- (2) 総合原図用紙はポリエステルフィルムを用い、規格は日本産業規格B列1番とする。
- (3) 総合原図の縮尺は、1／500、1／1000、1／2500又は1／5000とする。ただし、規格内での表示が困難なときは、二図葉に分けて作成することができる。
- (4) 総合原図の整飾事項及び注記事項は、沖縄防衛局長が別に定めるところによる。

9 市町村界等の確認

- (1) 沖縄防衛局長は、総合原図を作成したときは、市町村の境界及び字等の区域について（以下「市町村界等」という。）付紙様式第4の協議書に当該総合原図を添付して沖縄県知事又は関係市町村長と協議するものとする。
- (2) 市町村界等の確認は、市町村の境界、字等の区域の順序に従って行うよう努めるものとする。
- (3) 前号の市町村界等の確認は、空中写真、現況地形図、字限図その他収集した資料に基づき、必要に応じて沖縄県又は関係市町村の関係職員及び協力委員の立会を求めるとともに境界に接する土地の所有者を立ち合わせ、それらの者の同意を得て、分岐点、屈曲点その

他必要な地点に境界標を設置するものとする。

- (4) 前号の規定により確認した市町村界等が、第8項の統合原図に表示した市町村界等と相違している場合は、総合原図を訂正又は修正するとともに、第7項の平板原図に市町村界等を表示するものとする。

10 現況照合図の作成

- (1) 市町村界等の確認を修了したときは、現況地形図に市町村界等及び字等の区分区域を表示した図面（以下「現況照合図」という。）を作成するものとする。
- (2) 前号の市町村界等及び字等の区分区域の表示に当たっては、市町村の境界については黄色、いわゆる大字の区域の境界については赤色、いわゆる小字の区域の境界については緑色、字等の区分区域の境界については紫色で色分けするものとする。
- (3) 現況照合図の縮尺は、総合原図の縮尺と同じものとする。

11 面積測定計算簿の作成

- (1) 位置境界不明地域を、現地の状況に応じて、市町村の区域、字等の区域又は字等の区分区域（以下「ブロック」という。）に区分し、総合原図又は平板原図に基づき、平面直角座標数値をもってブロックごとにその面積を測定し、当該ブロック内の各筆の土地に係る登記簿上の面積等及び長狭物（道路、河川等の施設の敷地をいう。以下同じ。）の面積等を記載した面積測定計算簿（付紙様式第5）を作成するものとする。
- (2) 前号の面積測定計算簿には、新たに土地の表題の登記をすべき土地がある場合には、これらの土地についても面積等を記載するものとする。

12 地図等の閲覧、交付及び公告

- (1) 沖縄防衛局長は、面積測定計算簿を作成したときは、地籍調査票、調査図、総合原図、現況照合図、面積測定計算簿その他の基礎資料（以下「地図等」という。）を、一般の閲覧に供し、付紙様式第6により官報公告するとともに、代表者に交付するものとする。
- (2) 前号の官報公告については、地方協力局長に文書をもって手続方を依頼するものとする。

13 地図等の代表者への交付公告

沖縄防衛局長は、第12項第1号の規定により地図等を代表者に交付したときは、付紙様式第7により官報公告するほか、関係市町村長に通

知するとともに付紙様式第8により新聞公告を行うものとする。

1 4 公図・公募もれ土地に係る申出

令第5条第4号に規定する書面は、付紙様式第9の公図・公募もれ土地申請書によるものとする。

1 5 ブロック編さん図の作成

- (1) 第12項の規定により、地図等を一般の閲覧に供してから位置境界の確認協議開始までの間において、地図等に係る測量及び調査の内容について異議の申出がない場合、申出があった場合においてその申出に係る事実がないとき又は申出に係る事実があると認め関係の地図等を訂正又は修正したときは、ブロックごとに地籍図の様式を定める省令（昭和61年総理府令第54号）の定めるところにより、平板原図を写した図面（以下「ブロック編さん図」という。）を作成するものとする。この場合、平板原図に表示したものは、すべて表示し、縮尺については、国土調査法施行令第2条第1項第5号の規定を準用する。
- (2) ブロック編さん図の用紙は、ポリエステルフィルムを用い、規格は日本産業規格B列1番とする。
- (3) ブロック編さん図には、第3項の現地調査により位置境界が確認された土地は、その境界を黒色で表示するものとする。

第5 地図編さん作業

1 位置境界の確認を求める書面等の様式

- (1) 規則第6条の書面の様式は、付紙様式第10とする。
- (2) 規則第7条の書面の様式は、付紙様式第11とする。

2 編さん

- (1) 各筆の土地の位置境界については、地図編さん基礎作業における調査及び測量の結果得られた成果記録等を基に関係所有者（ブロック内の各筆の土地の所有者をいう。以下同じ。）の協議により確認（以下「編さん」という。）するものとする。
- (2) 前号の編さんに当たっては、長狭物及び各筆の土地の配列、位置、面積、形上の順序に行うものとする。
- (3) 前号の編さんに当たっては、現地に即して位置境界が確認された土地及び物証の位置境界を変更しないものとする。

3 長狭物の取扱い

長狭物の位置境界の確認に当たっては、第2項第1号に規定する協議のほか、当該長狭物の管理者と協議するものとする。この場合、協議の

内容及び経緯を記録するものとする。

4 公図・公募もれ土地の取扱い

令第5条第4号の規定により申出のあった場合、当該申出に係る土地の取扱いについては、関係所有者全員の協議により定めるものとする。ただし、現地に即してその位置境界が確認できる場合は、第2項第3号の規定に準じて取り扱うものとする。

5 各筆の土地の面積測定

第2項第1号の編さんにおいて、各筆の土地の面積測定を行う必要があるときは、原則としてデジタルプランメーターを用い、第4第11項第1号の規定により作成された面積測定計算簿により行うものとする。

6 一筆地編さん図の作成

- (1) 第2項第1号の編さんにおいて、各筆の土地の位置境界が確認されたときは、第4第15項第1号のブロック編さん図に各筆の土地を表示した図面（以下「一筆地編さん図」という。）を作成するものとする。
- (2) 前号の表示においては、現地に即して確認された土地の位置境界は黒色、その他はセピアで色分けするものとする。

7 平板原図の処理

一筆地編さん図を作成したときは、当該図面に基づき平板原図に各筆の土地の位置境界を鉛筆書きで記載するほか、必要とする事項を記載するものとする。

8 現況地籍照合図の作成

- (1) 第2項第1項の規定により各筆の土地の位置境界が確認されたときは、当該確認に係る各筆の土地の位置境界、現地に即して確認された土地の位置境界及び第4第9項第1号から第3号までの規定により確認された市町村界等を現況地形図に表示した図面（以下「現況地籍照合図」という。）を作成するものとする。
- (2) 前号の現況地籍照合図の表示においては、現地に即して確認された土地の位置境界は黒色、その他はセピアで色分けするものとする。

9 地図等の閲覧

- (1) 現況地籍照合図を作成したときは、その旨代表者に通知するとともに次に掲げる成果記録を関係所有者の閲覧に供するほか、付紙様式第12により確認を求めるものとする。

ア 一筆地編さん図

イ 第5項の面積測定計算簿

- ウ 地籍調査票及び調査図
- エ 現況地籍照合図
- オ その他参考資料

- (2) 関係所有者が各筆の土地の位置境界を確認したときは、付紙様式第13の編さん地図確認書を作成するものとする。

第6 復元測量

1 各筆の土地の位置境界の表示

- (1) 第5第9項第2号により確認された各筆の土地については、第5の7の平板原図に基づき、地上法により、その筆界点に表示杭を設置するものとする。
- (2) 前号の規定により筆界点に表示杭を設置できない場合は、別にその筆界点を確認できるよう所要の位置に、仮表示杭を設置する。
- (3) 表示杭は、プラスチック杭（45mm×45mm×450mm）を用いるものとする。

2 距離の制限

各筆の土地の位置境界を測量する場合、図根点から求める筆界点までの距離の制限は、平板原図上において5cm以内（地図の縮尺が1/5000の場合は2cm）を標準とし、かつ、平板を標定するのに用いた平板原図上の方向線長を超えてはならない。

3 辺長の検測

- (1) 第1項第1号の規定により設置した筆界点については、検測を行い、その結果は国土調査法施行令別表第4に定める誤差の限度内であればならない。
- (2) 前号の検測の結果は、現況地籍照合図写（陽画焼付け）に記載するものとする。

4 位置境界の確認等

- (1) 第1項第1号及び第2号の規定により表示杭を設置したときは、付紙様式第14により立会期日の10日前までに到達するよう関係所有者に通知するものとする。
- (2) 関係所有者は、前号の通知に従い、現地に即して土地の位置境界を確認するものとする。この場合関係所有者が代理人に権限を委任するときは、付紙様式第15の委任状を提出させるものとする。
- (3) 前号の規定により、各筆の土地の位置境界が現地に即して確認されたときは、その土地の位置境界を第5第7項平板原図（現地に即して確認された土地の位置境界と第5第9項第2号により確認され

た土地の位置境界とが相違する場合は、現地に即して確認された土地について図根点を基礎に地上法による測量を行った結果を基にして修正した第5第7項の平板原図に表示（着墨）するとともに付紙様式第16の現地確認書を作成し、関係所有者全員に署名押印させるものとする。

- (4) 現地確認書を作成したときは、書面により市町村界等について、関係市町村長の確認を取り付けるものとする。

5 地籍調査票及び調査図の整理

第4項第2号の規定により、平板原図及び現地確認書を作成したときは、地籍調査票及び調査図と照合し、整理するものとする。

第7 地籍調査に準ずる調査

1 地籍調査に準ずる調査の実施の公示

地方防衛局長は、第6第4項第2号に規定する現地確認書を作成したときは、付紙様式第17により地籍調査に準ずる調査の実施について官報により公示するものとする。

2 所有者、地番及び地目の調査

法第14条第1項の規定による所有者、地番及び地目の調査は、素図に基づき現地に即して行い、その結果を当該図面に記録し調査図を作成するものとする。

3 細部図根測量等

- (1) 細部図根測量については準則第4章第2節第4款の規定を、一筆地測量については同節第5款の規定をそれぞれ準用する。
- (2) 細部図根測量及び一筆地測量の結果作成された地籍図原図は、地籍調査票及び調査図と照合し、脱落及び誤記のないよう十分点検を行わなければならない。
- (3) 前号の地籍図原図の様式については、地籍図の様式を定める省令の規定を準用する。

4 面積測定等

- (1) 各筆の土地の面積測定については、準則第5章の規定を準用し、その結果に基づき面積測定成果簿を作成するものとする。
- (2) 前号の規定により測定した各筆の土地の面積は、字単位ごとに地番の順序に従って面積測定成果簿に記入するものとする。この場合、地積の表示は、 m^2 を単位とし、地目のいかんにかかわらず 1 m^2 の $1/1000$ 未満の端数を四捨五入して表示するものとする。
- (3) 面積測定成果簿には、登記簿及び地籍調査に準ずる調査後の地目

別の筆数及び面積をいわゆる大字及びいわゆる小字単位ごとに集計したものを添付するものとする。

5 地籍簿案の作成

- (1) 第2項から第4項までの規定による作業が終了したときは、これらの結果に基づき地籍簿案を作成するものとする。
- (2) 前号の地籍簿案は、地籍調査票、調査図、地籍図原図及び面積測定の結果に基づいて、地籍簿用紙に必要な事項を記載して作成するものとする。
- (3) 前号の地籍簿の様式については、地籍簿の様式を定める省令（昭和53年総理府令第3号）の規定を準用する。

6 地図及び簿冊の公告及び閲覧

- (1) 沖縄防衛局長は、地籍図原図及び地籍簿案を作成したときは、法第14条第3項の規定により準用する国土調査法第17条第1項の規定に基づき、付紙様式第18により新聞その他の方法により公告するほか、一般の閲覧に供するものとする。
- (2) 前号の閲覧に供する場所は関係市町村内の適当な場所とする。
- (3) 地籍図原図及び地籍簿案に測量又は調査上の誤り若しくは国土調査法施行令第15条に定める限度以上の誤差があると認める者がその旨を申し出る場合の申出書の様式は、付紙様式第19とする。
- (4) 沖縄防衛局長は、前号の申出があった場合において、その申出に係る事実があると認めたときは、遅滞なく、当該地籍図原図及び地籍簿案を修正するとともに付紙様式第20の誤り等訂正通知書により、当該申出者にその旨通知し、その申出に係る事実がないと認めるときは、付紙様式第21の誤り等訂正申出回答書により当該申出者に通知するものとする。

7 地籍図及び地籍簿

地籍図原図及び地籍簿案について、第6項に規定する手続が終了したときは、それぞれを地籍調査に準ずる調査の成果としての地籍図及び地籍簿とする。

8 地籍図写の作成

地籍図写は、準則第90条の規定を準用して作成するものとする。

第8 認証申請

認証申請

- (1) 法第17条の規定による認証申請に当たっては、付紙様式第22の認証申請書に地籍図及び地籍簿の写し2部並びに次に掲げる書類

を添付して防衛大臣に提出するものとする。

ア 工程検査成績証明書

イ 成果目録

ウ 調査実施前後の地目別筆数面積変動表

エ 誤り等訂正申立事件処理概要書

オ 図根点成果簿写

カ 図根点網図写

キ 地籍図一覧図写

ク 認証申請区域図

ケ 認証申請区域概況説明表

コ 現地確認書写

サ 不存在地等調書

- (2) 前号のアからケに掲げる書類は、地籍調査の成果の認証の請求及び認証の承認申請に係る添付書類の作成要領（平成14年国土国第593号。国土交通省土地・水資源局長通知）を準用し作成するものとし、前号のサに掲げる書類の様式は、付紙様式第23とする。

第9 雑則

1 勧告

- (1) 法第13条第1項の規定により関係所有者が勧告の申出をする場合の書面の様式は、付紙様式第24とする。
- (2) 沖縄防衛局長は、関係所有者から勧告の申出があった場合、その申出に係る事項について速やかに調査し、必要に応じて協力委員、関係所有者及び関係市町村長と協議し、必要な資料を作成するものとする。
- (3) 沖縄防衛局長は、前号の資料を作成したときは、速やかに防衛施設地方審議会の意見を聴いた上、申出者及び関係所有者に勧告するものとする。

2 他人の土地への立入り

法第15条第2項の規定による占有者に対する通知は、付紙様式第25の立入通知書により行うものとする。

3 土地の立入りに伴う損失補償

法第16条第1項の損失補償の請求書の様式は、付紙様式第26とする。

4 この細則により難い場合の取扱い

沖縄防衛局長は、この細則により難いときは、地方協力局長に協議

するものとする。

年 月 日

沖縄防衛局長 殿

代表者 住 所

氏 名

代 表 者 選 出 届

私は、沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（昭和 5 2 年法律第 4 0 号）第 8 条第 1 項の規定により、下記表示（〇〇市字〇〇の区域内の土地所有者全員の合意により区分された下記表示）の区域内の関係土地所有者の合意により代表者に選出されたので、届け出ます。

記

- 1 区域の表示
- 2 関係土地所有者の住所、氏名及び各筆の土地の地番（位置）
別紙のとおり
- 3 協議開始の予定時期
年 月 日
- 4 その他参考事項

関係土地所有者、各筆の土地の一覧表

市町村名	字 名	小字名	土地の地番 又 は 位 置	所有者名	住 所	同意の有無	関係施設名	備 考

年 月 日

沖縄防衛局長 殿

協力委員 住 所
氏 名

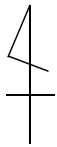
協 力 委 員 選 任 届

私は、沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法施行令（昭和 5 2 年政令第 2 6 0 号）第 3 条第 1 項の規定により、下記表示の区域の協力委員に選任されたので、届け出ます。

記

区域の表示

物 証 調 査 簿

物証の種類 又は名称			
物証の所在			
所 有 者	住 所		
	氏 名		
略 図			物証等の補足説明
調査年月日		確認年月日	
確 認 者 名	住 所		
観 測 地	X= Y=	観 測 者	
(備考)			

写真を裏面に貼付する。

付紙様式第 4

文 書 番 号

年 月 日

殿

沖縄防衛局長

位置境界不明地域に係る市町村の境界（町及び字の区域）の協議について

下記地域に係る市町村の境界（町及び字の区域）について別添図面のとおり確認したいので、沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（昭和 52 年法律第 40 号）第 5 条第 3 項の規定により協議します。

記

地域の表示

添付書類：別図

面積測定計算簿

[illegible]

付 紙 様 式 第 6

位置境界不明地域に係る地図等の閲覧公告

沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（昭和五十二年法律第四十号）第七條の規定に基づき次の地図等を閲覧に供したので、同條の規定により公告する。

年 月 日

沖縄防衛局長 ○ ○ ○ ○

一 位置境界不明地域
二 地図等

（一） 各筆の土地の位置境界を明らかにするため参考となる物が現に存在し、又は存在した場所を記載した地図

（二） 空中写真

（三） 筆数及び面積調書

三 閲覧の場所

位置境界不明地域に係る地図等の交付公告

沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（昭和 5 2 年法律第 4 0 号）第 9 条の規定により、位置境界不明地域に係る地図等を交付したので、次のとおり公告する。

年 月 日

沖縄防衛局長 ○○○○

1 区域の表示並びに地図等の交付を受けた代表者の住所及び氏名

区 域	代表者の住所氏名	関係防衛施設名

2 1 の表の各区域内の関係土地所有者の氏名及びその所有に係る土地の地番（位置）

3 2 に氏名が記載されていない土地所有者は、その住所及び氏名、その所有に係る土地の地番及び地積並びに当該土地の所有権を疎明する方法を記載した書面により、関係土地所有者である旨を沖縄防衛局長に 年 月 日までに申し出てください。

4 各筆の土地の位置境界の確認の協議開始予定時期

位置境界不明地域内の地図等の交付について（お知らせ）

沖縄防衛局では、沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（昭和五十二年法律第四十号）第九条の規定により、左記の区域に係る地図等を区域の代表者に交付しました。詳細は、年 月 日付官報又は関係市町村長への通知文書に記載してあります。なお、官報等に氏名が記載されていないが、当該区域に土地を所有していると思われる方は、明確化作業を円滑に進める必要から、年 月 日までに当職あてお申出下さい。

記

区域の表示

年 月 日

沖縄防衛局長 ○ ○ ○ ○
住 所
電 話 番 号
照 会 先

記

年 月 日

申請人住所氏名

付紙様式第 1 0

文 書 番 号

年 月 日

関係土地所有者 殿

沖縄防衛局長

各筆の土地の位置境界の確認について

下記表示の区域内の各筆の土地の位置境界を明らかにするため参考となる地図等を代表者に交付したので、当該区域内の下記の関係土地所有者の協議により各筆の土地の位置境界を確認されたく、沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（昭和 5 2 年法律第 4 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定によりお願いします。

記

- 1 区域の表示
- 2 地図等の交付を受けた代表者の住所及び氏名
- 3 1 の区域内の関係土地所有者の氏名及びその所有に係る土地の地番（位置）
- 4 各筆の土地の位置境界の確認の協議開始の予定時期
- 5 協力委員の住所及び氏名

年 月 日

沖縄防衛局長 殿

関係土地所有者

(別紙のとおり)

位置境界の確認通知

沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（昭和 5 2 年法律第 4 0 号）第 1 0 条第 2 項の規定により、〇〇市町村字〇〇〇〇の区域内の各筆の土地の全部（一部）の位置境界について関係土地所有者全員で真正に協議し、別紙のとおり確認したので、同法第 1 2 条第 1 項の規定により、通知します。

2 各筆の土地の位置境界は別添図面のとおり

付紙様式第 1 2

文 書 番 号

年 月 日

関係土地所有者 殿

沖縄防衛局長

編さん図における各筆の土地の位置境界の確認について

位置境界明確化作業として実施した調査測量及び編さんの結果、
地図等を作成したので確認されたく通知します。

記

- 1 区域の表示
- 2 貴殿所有土地の地番又は位置
- 3 閲覧場所
- 4 閲覧期間（時間）

注：代理人は、所有者の委任状を御持参下さい。

編さん地図確認書

区域の表示

地 番	調 査 前			調 査 後			
	地 目	面 積 (公 簿) m ²	所有者名	地 目	面 積 m ²	所有者又は代理人	
						住 所	氏 名

注： 代理人の場合は委任状を添付すること。

殿

沖縄防衛局長

位置境界の確認の現地立会について（通知）

年 月 日付文書をもって通知のありました貴殿の土地（〇〇番地）を含む〇〇市字〇〇の区域内の各筆の土地の位置境界を、沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（昭和 5 2 年法律第 4 0 号）第 1 2 条第 3 項の規定に基づき現地に即して確認して頂きますので、下記により御参集願います。

記

1 集合日時

2 集合場所

3 土地の表示

4 その他参考となる事項

（ 1 ） 当日、現地確認書を作成し、署名押印をお願いしますので、印章を御持参下さい。

（ 2 ） 土地所有者に代わり、代理人が確認される場合は、当日代理人に委任状を御持参させて下さい。

注 本通知書は、当日必ず御持参下さい。

委 任 状

私（共）所有の下記表示の土地の位置境界の確認に関する一切の
権限について を代理人と定め、委任する。

記

土地の表示：

年 月 日

沖縄防衛局長 殿

受任者 住 所

氏 名

委任者 住 所

氏 名

現 地 確 認 書

年 月 日

沖縄防衛局長

沖縄県の区域内の位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の
明確化等に関する特別措置法（昭和 52 年法律第 40 号）第 12 条
第 4 項の規定により、次のとおり現地確認書を作成する。

記

- 1 区域の表示
 - 2 各筆の土地の位置境界を表示した図面 別図のとおり
 - 3 各筆の土地の地番、面積及び所有者
 - 4 現地に即して確認が行われた年月日
 - 5 確認の内容
- } 別紙のとおり

沖縄県の区域内の位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界
が、当局所属職員立会のもと関係所有者により、上記のとおり現
地に即して真正に確認された。

別紙

地 番	地 積	現 地 確 認 年 月 日	所 有 者 名	確認印	立 会 者
					官 職 氏 名 ⑩

注： 現地確認者が代理人の場合は委任状を添付すること。

沖 縄 防 衛 局 公 示

沖 縄 県 の 区 域 内 に お け る 位 置 境 界 不 明 地 域 内 の 各 筆 の 土 地 の 位 置
境 界 の 明 確 化 等 に 関 す る 特 別 措 置 法 (昭 和 五 十 二 年 法 律 第 四 十 号)
第 十 四 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 地 籍 調 査 に 準 ず る 調 査 を 次 の と お り
実 施 す る の で 、 沖 縄 県 の 区 域 内 に お け る 位 置 境 界 不 明 地 域 内 の 各 筆
の 土 地 の 位 置 境 界 の 明 確 化 等 に 関 す る 特 別 措 置 法 施 行 令 (昭 和 五 十
二 年 政 令 第 二 百 六 十 号) 第 九 条 の 規 定 に よ り 公 示 す る 。

年 月 日

沖 縄 防 衛 局 長 ○ ○ ○ ○

一 調 査 を 実 施 す る 者 の 名 称 沖 縄 防 衛 局 長
二 調 査 地 域
三 調 査 期 間 年 月 日 から 年 月 日 ま で

地積図及び地籍簿の作成及び閲覧の公告

沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（昭和五十二年法律第四十号）第十四条第一項の規定により、地籍調査に準ずる調査を実施し、地積図及び地籍簿を作成したので、同条第三項において準用する国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十七条第一項の規定により公告する。なお、当該地籍図及び地籍簿は、左記のとおり一般の閲覧に供する。

年 月 日

沖縄防衛局長 ○ ○ ○ ○

一 調査地域

二 地籍図及び地籍簿の名称

三 地籍図は、年 月 測量、地籍簿は 年 月 日現在の状況によ

り調査して作成したものである。

四 閲覧期間 年 月 日から 年 月 日まで

（月曜日、金曜日 九時から十七時まで）

五 閲覧場所

六 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、閲覧期間内に、沖縄防衛局長に訂正の申出をすることができ

七 誤り等訂正の申出は、書面によることとなっているので、各自印章を持参すること。

八 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。

誤 り 等 訂 正 申 出 書

						地籍図番号	
						取扱責任者 氏 名	
年 月 日							
沖縄防衛局長 殿							
申出人 住 所 氏 名							
「沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（昭和 5 2 年法律第 4 0 号）」第 1 4 条第 3 項に基づき準用する国土調査法（昭和 2 6 年法律第 1 8 0 号）第 1 7 条第 2 項の規定により次のとおり訂正を申し出ます。							
土地 の 表 示	所 在						
	地 番		地 目		地 積	㎡	
	所有者	住 所 氏 名					
訂正を求める事項							
訂正を求める理由							
添 付 書 類 (申出事項を立証できる資料等)							

誤 り 等 訂 正 通 知 書

		地籍図番号	
		取扱責任者 氏 名	
文 書 番 号 年 月 日 殿 沖縄防衛局長 年 月 日誤り等訂正方申出により調査した結果、次のとおり訂正したから通知します。			
区 分		訂 正 前	訂 正 後
土地の表示	所 在		
	地 番		
	地 目		
	地 積		
所有者	住 所		
	氏 名		
そ の 他			

誤 り 等 訂 正 申 出 回 答 書

地籍図番号	
取扱責任者 氏 名	

文 書 番 号

年 月 日

殿

沖縄防衛局長

年 月 日誤り等訂正方申出があった事項について調査したところ、別紙（下記）理由（図面）のとおり、申出の事実はないと認めるから通知します。

（理由）

国土交通大臣 殿

沖縄防衛局長

国土調査の成果としての認証について

沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（昭和 5 2 年法律第 4 0 号）第 1 4 条の規定に基づき地籍調査に準ずる調査を実施し、その結果を地図及び簿冊に作成したので、当該地図及び簿冊について同法第 1 7 条及び国土調査法（昭和 2 6 年法律第 1 8 0 号）第 1 9 条第 5 項並びに国土調査法施行令（昭和 2 7 年政令第 5 9 号）第 1 9 条の規定に基づき、国土調査の成果としての認証を得たく、地図及び簿冊の写し各 2 部並びに関係書類を添えて申請します。

記

- 1 測量及び調査を行った者の名称
- 2 作成した地図及び簿冊の名称
- 3 測量及び調査を行った地域及び期間
- 4 当該成果に存する測量又は調査上の誤差の程度
- 5 添付書類
 - （ 1 ） 工程検査成績証明書
 - （ 2 ） 成果目録
 - （ 3 ） 調査実施前後の地目別筆数面積変動表
 - （ 4 ） 誤り等訂正申立事件処理概要書
 - （ 5 ） 図根点成果簿写し
 - （ 6 ） 図根点網図写し
 - （ 7 ） 地籍図一覧図写し
 - （ 8 ） 認証申請区域図
 - （ 9 ） 認証申請区域概況説明表
 - （ 1 0 ） 現地確認書写し
 - （ 1 1 ） 不存在地等調書

不 存 在 地 等 調 書

地 区 名		
1 不存在地		筆
2 滅失地		筆
3 新たに土地の表示の登記をすべき調査		筆
4 地番変更（地番変更により所有者の住所変更を伴う場合）		筆
5 閲覧率		%
備 考		

年 月 日

沖縄防衛局長 殿

住 所

氏 名

土地の位置境界についての勧告の申出について

沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（昭和 5 2 年法律第 4 0 号）第 1 3 条第 1 項の規定により、次の勧告を求めます。

記

- 1 申出を行う関係所有者の住所及び氏名：
- 2 申出に係る各筆の土地の所有者の住所及び氏名並びに当該各筆の土地の地番及び地積
- 3 申出の趣旨及びその理由
- 4 申出に至るまでの経緯
- 5 その他参考となる事項

付紙様式第 2 5

文 書 番 号

年 月 日

占有者 殿

沖縄防衛局長

立 入 通 知 書

沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（昭和 5 2 年法律第 4 0 号）第 1 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり貴殿の土地に立ち入りたいので、同条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 立ち入ろうとする土地
- 2 立ち入ろうとする期間
- 3 立入りの目的

年 月 日

沖縄防衛局長 殿

請求者 住 所

氏 名

調査、測量に伴う損失補償請求書

沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（昭和52年法律第40号）第16条第1項の規定に基づき同条第2項の協議が整ったので下記のとおり補償を請求する。

記

- 1 損失を受けた原因
- 2 損失の内容
- 3 補償請求額及びその積算根拠
- 4 その他参考となる事項